

第2次南部町総合振興計画

資

料

編

1. 南部町総合振興計画の策定経過

年 月	内 容
平成 29 年 3 月 22 日	第 1 回 総合振興計画審議会
3 月 23 日	第 1 回 まちづくり委員会
4 月 15 日～4 月 30 日	町民アンケート（町民意識調査）
5 月 8 日	町長インタビュー
5 月 10 日	第 1 回 総合振興計画策定委員会
5 月 17 日	第 1 回 総合振興計画専門部会 ※専門部会：まちづくり委員と策定委員（プロジェクト委員）の合同会議
6 月 14 日、6 月 20 日	第 2 回 総合振興計画専門部会
6 月 30 日	第 2 回 総合振興計画審議会
7 月 28 日	第 3 回 総合振興計画専門部会
9 月 7 日	第 4 回 総合振興計画専門部会
11 月 1 日～11 月 17 日	第 2 回 総合振興計画策定委員会（書面確認）
12 月 8 日～12 月 22 日	第 3 回 総合振興計画策定委員会（書面確認）
平成 30 年 1 月 11 日	第 3 回 総合振興計画審議会
1 月 22 日～2 月 2 日	パブリックコメント
3 月 2 日	第 4 回 総合振興計画審議会

2. 諮問・答申

南部企財第 2 2 7 号
平成 2 9 年 3 月 2 2 日

南部町総合振興計画審議会
会長 田 中 哲 殿

南部町長 工 藤 祐 直

第 2 次南部町総合振興計画の策定について（諮問）

南部町総合振興計画審議会条例（平成 1 8 年条例第 1 3 号）に基づき、第 2 次南部町総合振興計画（平成 3 0 ～ 3 9 年度）の策定について諮問いたしますので、十分なるご審議のうえ、答申してくださるようお願い申し上げます。

平成30年 3 月 2 日

南部町長 工 藤 祐 直 様

南部町総合振興計画審議会
会 長 田 中 哲

第2次南部町総合振興計画について（答申）

平成29年3月22日付け南部企財第227号で諮問のあった「第2次南部町総合振興計画」の策定について、当審議会で慎重な審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、基本計画の推進にあたっては、当審議会及びまちづくり委員会における意見やアンケートにより寄せられた町民の意見を尊重するとともに、下記の事項に配慮されるよう要望いたします。

記

1. 本計画の趣旨や内容を分かりやすい形で積極的に町民に周知するとともに、町民とのコミュニケーションを図り、広く町民の理解と協力が得られるよう努めていただきたい。
2. 社会環境及び行政の役割の変化を踏まえて、町民をはじめとする多様な主体の参画を求めながら適切な推進体制を整え、協働によるまちづくりを推進していただきたい。
3. 基本計画に位置付けられている各施策の推進にあたっては、緊急性や地域特性、財政状況などを総合的に勘案し、計画的な推進を図っていただきたい。
4. 戦略プロジェクトに示している事業については、速やかに実施、運用されるよう努めていただきたい。
5. 更なる行財政改革の推進と施策の選択と集中による効率的な行財政運営に努めていただきたい。
6. 現在実施している施策の検証を適正に行うとともに、外部評価体制の構築に努め、実効性のある施策の進行管理に努めていただきたい。

3. 南部町総合振興計画審議会条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 13 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 の規定に基づき、町長の諮問に応じ町の総合振興計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、南部町総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、知識経験のある者及び関係行政機関職員のうちから、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に部会を設けることができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

4. 南部町総合振興計画審議会委員名簿

任期 (平成 29 年 3 月 22 日～平成 31 年 3 月 21 日)

区 分	氏 名	所 属 等
会 長	田中 哲	八戸学院大学 ビジネス学部 教授
会長職務代理者	馬場 又彦	南部町議会議長
委 員	川守田 稔	南部町議会 総務企画常任委員長
〃	工藤 正孝	南部町議会 産業建設常任委員長
〃	沼畑 俊一	南部町議会 教育民生常任委員長
〃	境 久孝	南部町教育委員
〃	赤石 敏文	南部町農業委員会 会長
〃	工藤 始	南部町民生委員児童委員協議会 会長
〃	山田 賢司	南部町商工会 会長
〃	川村 綾子	南部町社会福祉協議会 会長
〃	板垣 雅英	南部町消防団 団長
〃	森田 友彦	南部町観光協会 会長
〃	石橋 睦子	八戸農業協同組合 福地支店長
〃	志賀 清	南部町校長会 会長
〃	若木 憲悟	三八地域県民局 地域連携部長

5. 南部町まちづくり委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 20 日

平成 24 年 4 月 2 日

改正 平成 28 年 11 月 1 日

企画財政要綱第 4 号

(設置)

第 1 条 町民の意見を反映した南部町総合振興計画の策定及び実現を推進するため、南部町まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、30 人以内の委員で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから町長が任命し、任期は 2 年とする。

3 委員会に、次の部会を設ける。

(1) 安全・環境部会

(2) 教育・文化部会

(3) 健康福祉・子育て部会

(4) 産業・観光部会

(5) コミュニティ部会

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に、会長及び副会長を置く。会長及び副会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長及び副部会長)

第 4 条 部会に、部会長及び副部会長を置く。部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

2 部会長は、部会を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の所掌事項)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 総合振興計画の策定に関し、意見を述べること

(2) 総合振興計画の実現に向け、調査・協力を行うこと

(3) その他総合振興計画の策定及び実現に関すること

(部会の所掌事項)

第6条 各部会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全・環境部会 消防・防災、生活基盤、生活安全、自然環境、生活環境、土地利用
- (2) 教育・文化部会 教育、人づくり、地域文化、国内外交流、スポーツ
- (3) 健康福祉・子育て部会 地域福祉、保健・医療、子育て
- (4) 産業・観光部会 農林業、商業、工業、観光、達者村事業
- (5) コミュニティ部会 コミュニティ、住民参画・協働、男女共同参画、人権尊重、移住事業、婚活事業

(会議)

第7条 委員会は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

2 部会は、部会長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

(委員以外の者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員会及び部会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

2 南部町総合振興計画策定プロジェクトチームメンバーは、委員会及び部会に出席し、必要に応じ意見を述べ、説明をするものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

6. 南部町総合振興計画まちづくり委員名簿

任期 (平成 29 年 3 月 23 日～平成 31 年 3 月 22 日)

区 分	氏 名	所 属 等	部 会 等
会 長	八木田 憲司	三戸地区交通安全協会 福地支部長	安全・環境部会委員
副 会 長	佐々木 秀雄	行政員 (相内町内会長)	コミュニティ部会委員
委 員	森林 春夫	南部町消防団 副団長	安全・環境部会委員
〃	竹内 司	南部町防犯協会 会長	安全・環境部会副部会長
〃	石橋 寛之	馬淵川を愛する会 副会長	安全・環境部会委員
〃	川井 健一	南部町さくらの会 会長	安全・環境部会部会長
〃	下屋敷 国夫	三戸地区環境整備事務組合 副参事	安全・環境部会委員
〃	安ヶ平 敦志	南部町連合父母と教師の会 会長	教育・文化部会委員
〃	赤澤 栄夫	子ども会育成連絡協議会 会長	教育・文化部会副部会長
〃	工藤 忠善	南部町体育協会 会長	教育・文化部会委員
〃	川守田 喜一	歴史研究会 会長	教育・文化部会委員
〃	久保 一繁	郷土芸能保存会 会長	教育・文化部会委員
〃	後藤 欣司	名久井岳トレイルフェスティバル実行委員会	教育・文化部会部会長
〃	佐々木 弘子	公募	健康福祉・子育て部会委員
〃	堀内 二三子	公募	健康福祉・子育て部会委員
〃	山本 郁子	南部町社会福祉協議会 法人運営課長	健康福祉・子育て部会副部会長
〃	新井山 美智子	民生委員児童委員協議会 副会長	健康福祉・子育て部会委員
〃	小澤田 ひめ	保健推進員 代表	健康福祉・子育て部会委員
〃	四戸 泰明	NPO法人なんぶねっと 理事長	健康福祉・子育て部会部会長
〃	浜渡 博光	公募	産業・観光部会委員
〃	谷内 洋介	商工会青年部 部長	産業・観光部会副部会長
〃	本田 篤	商工会工業部会 部会長	産業・観光部会委員
〃	川守田 義雄	南部町達者村ふれあい隊 隊長	産業・観光部会部会長
〃	沖田 城司	NPO 法人青森なんぶの達者村	産業・観光部会委員
〃	四戸 健一	なんぶ農夢 会長	産業・観光部会委員
〃	三枝 玄尚	公募	コミュニティ部会部会長
〃	出町 州央	剣吉駅前ストリート活性化委員会 会長	コミュニティ部会副部会長
〃	根市 東一	行政員 (桜本町町内会長)	コミュニティ部会委員
〃	池田 孝次郎	行政員 (福田町内会長)	コミュニティ部会委員
〃	藤田 健児	連合青年団 団長	コミュニティ部会委員

7. 南部町総合振興計画策定委員会設置要綱

平成28年11月1日

企画財政課要綱第3号

(設置)

第1条 南部町総合振興計画（以下「振興計画」という。）を策定するため、南部町総合振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、その目的達成のため次の事項を所掌する。

- (1) 基本構想
- (2) 基本計画
- (3) その他総合計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会に委員長、副委員長、幹事及びプロジェクト委員を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、策定委員会を総括する。
- 3 副委員長は、教育長をもって充て、委員長を補佐するとともに、各委員に適切な指導助言を行う。
- 4 幹事は、課長職にあるものを充てる。
- 5 プロジェクト委員は各課等の課長補佐の職にあるもの、又は次席の職員をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(幹事会)

第5条 策定委員会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は委員長、副委員長、幹事とする。
- 3 幹事会に幹事長を置き、委員長をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、計画素案の検討、総合計画原案の作成その他総合計画の策定に関する重要項目について協議する。

(専門部会)

第6条 策定委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置き、プロジェクト委員はいずれかの部会に所属する。

- (1) 安全・環境部会
- (2) 教育・文化部会
- (3) 健康福祉・子育て部会
- (4) 産業・観光部会
- (5) コミュニティ部会

2 部会に部会長を置き、委員の互選により選任する。

3 部会の会議は部会長が招集し、その議長となる。

4 部会は、振興計画策定に必要な事項を調査・研究し計画素案の作成を行う。

5 各部会は相互に情報交換・資料提供を行い、連携を密に保つものとする。

(報告)

第7条 委員長は、策定委員会における振興計画の策定作業状況、調査・研究過程及び協議結果について町長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、企画財政課に置く。

2 事務局長は、企画財政課長をもって充てる。

3 事務局職員は、企画財政課職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成28年11月1日から施行する。

8. 南部町総合振興計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	部 会 等
委 員 長	坂本 勝二	副町長	
副委員長	高橋 力也	教育長	
幹 事	佐々木 俊昭	総務課参事	
幹 事	西舘 勝彦	企画財政課参事	
幹 事	金野 貢	税務課課長	
幹 事	赤石 裕之	住民生活課参事	
幹 事	福田 勉	健康福祉課課長	
幹 事	東野 成人	農林課課長	
幹 事	久保田 敏彦	商工観光交流課課長	
幹 事	川村 正則	建設課課長	
幹 事	小山 万紀子	出納室会計管理者	
幹 事	中野 弘美	町営地方卸売市場市場長	
幹 事	佐々木 大	医療センター事務長	
幹 事	藤嶋 健悦	老健なんぶ事務長	
幹 事	中村 貞雄	学務課課長	
幹 事	佐々木 高弘	社会教育課課長	
幹 事	中里 司	議会事務局事務局長	
幹 事	松橋 悟	農業委員会事務局事務局長	
プロジェクト委員	西舘 昌男	総務課課長補佐	安全・環境部会
プロジェクト委員	松原 浩紀	企画財政課課長補佐	安全・環境部会 部会長
プロジェクト委員	野月 正治	税務課課長補佐	産業・観光部会
プロジェクト委員	玉舘 真由美	税務課主幹	コミュニティ部会
プロジェクト委員	久保 佳輝	住民生活課課長補佐	安全・環境部会
プロジェクト委員	佐々木 真理子	健康福祉課副参事	健康福祉・子育て部会
プロジェクト委員	岩間 雅之	健康福祉課課長補佐	健康福祉・子育て部会 部会長
プロジェクト委員	戸室 正樹	健康福祉課課長補佐	コミュニティ部会 部会長
プロジェクト委員	下井田 耕一	農林課課長補佐	産業・観光部会
プロジェクト委員	西塚 章	商工観光課課長補佐	産業・観光部会
プロジェクト委員	庭田 貴之	建設課課長補佐	安全・環境部会
プロジェクト委員	川門前 淳哉	出納室主幹	コミュニティ部会
プロジェクト委員	馬場 均	町営地方卸売市場次長	産業・観光部会 部会長
プロジェクト委員	嶋守 久	町営地方卸売市場庶務課長	教育・文化部会
プロジェクト委員	藤原 正利	町営地方卸売市場果実課長	コミュニティ部会
プロジェクト委員	柳久保 正弘	医療センター次長	健康福祉・子育て部会
プロジェクト委員	栃木 幸夫	老健なんぶ主幹	健康福祉・子育て部会
プロジェクト委員	夏堀 勝徳	学務課課長補佐	教育・文化部会 部会長
プロジェクト委員	金山 定美	社会教育課課長補佐	教育・文化部会
プロジェクト委員	夏坂 由美子	議会事務局次長	教育・文化部会
プロジェクト委員	佐藤 慶	農業委員会事務局主幹	産業・観光部会

9. 各種計画期間

分野	計画	年度									
		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39
産業・雇用	達者村振興計画	(見直し中)									
	創業支援事業計画	H28～32									
	農業振興地域整備計画	H23～32									
健康・医療・福祉	地域防災計画	H18～ 必要に応じて見直し									
	国民保護計画	H18～ 必要に応じて見直し									
	第3次健康増進計画（すこやか南部21）	H30～34									
	第2次食育推進基本計画	H26～30									
	第2次地域福祉計画	H26～30									
	第3期障がい者計画	H29～33									
	第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画	H30～32									
	第1期子ども・子育て支援事業計画	H27～31									
	第3期国民健康保険特定健康診査等実施計画	H30～35									
	第2期国民健康保険事業実施計画	H30～35									
	第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画	H30～32									
環境・生活	自殺対策計画（仮称）		H31～35								
	国土利用計画	H24策定（目標年H32）									
	森林整備計画	H27～37									
	ごみ処理基本計画	H21～30									
	橋梁長寿命化修繕計画	H23～32									
	社会資本総合整備計画（道路・橋梁）	H26～30									
	公営住宅等長寿命化計画	H23～32									
	住生活基本計画	H30～39									
	建築物耐震改修促進計画	H30～32									
	污水处理施設整備構想	H28～47									
	公共下水道事業計画	H28～47									
	社会資本総合整備計画（下水道）	H28～32									
	循環型社会形成推進地域計画	H28～32									
	公共下水道事業経営戦略	H28～37									
	農業集落排水事業経営戦略	H29～38									
教育・文化	史跡聖寿寺館跡整備基本計画・実施計画	(見直し中)									
協働・参画	男女共同参画社会基本計画	H21～30									
行財政運営・広域行政	まち・ひと・しごと総合戦略	H27～31									
	第2次行政改革大綱	H26～30									
	財政運営計画	H27～36									
	公共施設等総合管理計画	H28～67									
	八戸圏域連携中枢都市圏ビジョン※広域	H29～33									